

介護福祉士修学資金等貸付事業及び保育士修学資金貸付等事業に係る債権管理について

対象受検機関：社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																										
<p>1 介護福祉士修学資金等貸付事業及び保育士修学資金貸付等事業の概要</p> <p>○ 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、「介護離職ゼロ」の実現に向け今後必要となる介護人材等を着実に確保していくため、また、保育を必要とするすべての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境の構築に向け保育人材の確保を積極的に推進するため、介護福祉士や保育士等の資格取得を目指す学生や再就職等を目指す有資格者等を対象とした介護福祉士修学資金等貸付事業（平成21年度開始。以下「介護資金貸付」という。）及び保育士修学資金貸付等事業（平成28年度開始。以下「保育資金貸付」という。）を実施している。</p> <p>○ これらの貸付事業は、大阪府及び国の補助金を原資に、借受人が養成施設を卒業後1年以内に介護福祉士又は保育士の登録を行い、大阪府内において社会福祉施設等又は児童福祉施設等で5年間業務に従事した場合など、一定の要件を満たせば返還免除されるしくみとなっている。</p> <p>2 貸付及び債権の状況</p> <p>(1)介護資金貸付 平成21年度から平成29年度までの総計</p> <table border="1" data-bbox="249 936 914 1262"> <tr><td>貸付額</td><td>2,134,526千円</td></tr> <tr><td>貸付決定者数</td><td>1,985人</td></tr> <tr><td>うち返還免除者数</td><td>331人</td></tr> <tr><td>要返還者数</td><td>323人</td></tr> <tr><td>その他（貸付中等）</td><td>1,331人</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">監査時点（平成30年11月）の要回収債権</p> <table border="1" data-bbox="961 936 1584 1136"> <tr><td>当初貸付額</td><td>69,999千円</td></tr> <tr><td>要回収残額</td><td>39,614千円</td></tr> <tr><td>回収対象者数</td><td>57人</td></tr> </table> <p>※上記のうち、計7,864千円（10名）は、直近回収日から1年以上経過</p> <p>(2)保育資金貸付 平成28年度から平成29年度までの貸付総計</p> <table border="1" data-bbox="249 1373 914 1745"> <tr><td>貸付額</td><td>328,389千円</td></tr> <tr><td>貸付決定者数</td><td>385人 うち9は法人</td></tr> <tr><td>うち返還免除者数</td><td>0人</td></tr> <tr><td>要返還者数</td><td>0人</td></tr> <tr><td>その他（貸付中等）</td><td>385人 うち9は法人</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">監査時点（平成30年11月）の要回収債権</p> <p>なし</p>	貸付額	2,134,526千円	貸付決定者数	1,985人	うち返還免除者数	331人	要返還者数	323人	その他（貸付中等）	1,331人	当初貸付額	69,999千円	要回収残額	39,614千円	回収対象者数	57人	貸付額	328,389千円	貸付決定者数	385人 うち9は法人	うち返還免除者数	0人	要返還者数	0人	その他（貸付中等）	385人 うち9は法人	<p>1 介護資金貸付において、返還免除の要件を満たさず回収の必要が生じた債権のうち、直近回収日から1年以上経過しているものが計7,864千円（10名）発生していた。しかしながら、返還が滞った場合の請求の方法、督促、連帯保証人からの回収等の債権管理事務を標準化したマニュアル等がなく、各担当者の裁量による事務処理が行われている。なお、法人は、介護資金貸付のほか複数の貸付事業を行っているが、それぞれの貸付事業で培われたノウハウは所管部署内で活用されるにとどまっている。</p> <p>2 個々の債権については返還開始等の起案・承認が行われているが、法人として債権の全体像（例えば年度末などの一定時点での回収対象総額や、滞納債権の発生状況、回収見込額等）について把握されていない。</p>	<p>1 当貸付事業に係る債権管理について、他の貸付事業で行っている債権管理手法を参考にしながら、より効果的に進められるよう、検討されたい。</p> <p>2 債権管理をより効果的かつ組織的に進めるため、債権管理に関し把握すべき情報を整理し、その範囲や手法等についてルール化されたい。</p>
貸付額	2,134,526千円																											
貸付決定者数	1,985人																											
うち返還免除者数	331人																											
要返還者数	323人																											
その他（貸付中等）	1,331人																											
当初貸付額	69,999千円																											
要回収残額	39,614千円																											
回収対象者数	57人																											
貸付額	328,389千円																											
貸付決定者数	385人 うち9は法人																											
うち返還免除者数	0人																											
要返還者数	0人																											
その他（貸付中等）	385人 うち9は法人																											

<p>3 債権回収事務</p> <p>(1) 基本的な事務フロー</p> <p>① 返還開始の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当者が、返還事由に該当した借受人から提出を受けた返還計画書等を精査し、必要なデータを貸付管理システム（以下「システム」という。）に入力の上、返還開始について起案し、決裁者の承認後に借受人に対し返還開始を文書通知している。 <p>② 回収対象者に対する請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 返還計画に基づき作成した口座振替データを毎月金融機関へ送信し、指定口座から引き落としていく。 <p>③ 督促</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納者に対して、電話又は事前文書を送付し、返答がない場合に督促状を送付している。（督促状の送付は、実態として比較的業務量の少ない10～11月に年1回） 加えて、状況に応じ、電話や個別訪問を実施している。 <p>(2) 組織的取組の状況</p> <p>① マニュアルの整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収対象者からの返還が滞った場合の請求の方法、督促、連帯保証人からの回収等を標準化したマニュアル等はなく、各担当者の裁量による事務処理が行われている。 <p>② システム化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定のシステム化が図られているものの、貸付金の網羅的な状況把握に必要な貸付日、直近回収日、返還方法、返還残額等をリスト化する機能に不十分な点があり、不足する情報を補うため各担当者が別途エクセル等によりリストを作成している。 <p>③ 情報把握の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の債権の返還免除や返還開始等については起案・承認が行われているが、法人として債権の全体像（例えば年度末などの一定時点での回収対象総額や、滞納債権の発生状況、回収見込額等）について把握がされていない。 また、法人は、介護資金貸付及び保育資金貸付以外にも、他部署において複数の貸付を行っているが、他部署との情報交換は行われておらず、それぞれの貸付事業で培われたノウハウは所管部署内で活用されている。 		
--	--	--

措置の内容

- 生活福祉資金における債権管理手法を参考に、当法人内に設置している大阪福祉人材支援センターにおいて「修学資金貸付債権管理」のフローを定めた。これにより、返還時の請求や督促等について、その手法や担当者の役割分担などを明確化した。
- 債権管理をより効果的かつ組織的に進めるため、修学資金債権管理システムの改修を行い、月次・半期・決算時に貸付実績等の集計や、返還状況の一覧表の作成を行うとともに、貸付計画などを部内及び業務責任者・会計責任者・法人代表者に報告共有することをルール化し、法人全体での債権実態の把握を行うよう改めた。

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年12月18日、事務局：平成30年10月30日から同月31日まで）